

令和 7 年江南市議会 5 月臨時会議案目録

令和 7 年 5 月 1 2 日

議案第 5 2 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	P	2
議案第 5 3 号	市民文化会館大・小ホール舞台音響スピーカー売買契約の締結について	P	14
議案第 5 4 号	令和 7 年度江南市一般会計補正予算（第 2 号）	P	17

令和 7 年議案第 5 2 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のと
おり定めるものとする。

令和 7 年 5 月 1 2 日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）等の一部改正による懲役
及び禁錮の廃止並びに拘禁刑の創設に伴い、所要の整備を図る必要があるからであり
ます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

（江南市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 江南市職員の給与に関する条例（昭和30年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第3号及び第4号並びに第18条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（江南市消防団条例の一部改正）

第2条 江南市消防団条例（昭和30年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（江南市職員退職手当支給条例の一部改正）

第3条 江南市職員退職手当支給条例（昭和38年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（江南市表彰条例の一部改正）

第4条 江南市表彰条例（昭和39年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号及び第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（江南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第5条 江南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（江南市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第6条 江南市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（江南市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第7条 江南市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第14条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(江南市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の江南市職員の給与に関する条例第18条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(江南市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められて

いる罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の江南市職員退職手当支給条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに江南市職員退職手当支給条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(参 考)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）
の新旧対照表

江南市職員の給与に関する条例（第1条関係）

新	旧
第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) 及び(2) (略) (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行	第18条の2 同左 (1) 及び(2) (略) (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第18条の3 同左 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行

新	旧
為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2 (略) 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) 及び(3) (略) 4～6 (略)	為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2 (略) 3 同左 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) 及び(3) (略) 4～6 (略)

江南市消防団条例（第2条関係）

新	旧
（欠格条項） 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 （1） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）及び（3） （略）	（欠格条項） 第5条 同左 （1） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）及び（3） （略）

江南市職員退職手当支給条例（第3条関係）

新	旧
（退職手当の支払の差止め） 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 （1） 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 （2） （略） 2～4 （略） 5 第1項又は第2項の規定による支払差止	（退職手当の支払の差止め） 第13条 同左 （1） 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 （2） （略） 2～4 （略） 5 同左

新	旧
処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) (略) (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合 (<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 (3) (略) 6～10 (略) (退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をし	(1) (略) (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合 (<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 (3) (略) 6～10 (略) (退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第14条 同左

新	旧
た者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) 及び(3) (略) 2～6 (略) (退職をした者の退職手当の返納) 第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能	(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) 及び(3) (略) 2～6 (略) (退職をした者の退職手当の返納) 第15条 同左

新	旧
者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) 及び(3) (略) 2～6 (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第17条 (略) 2及び3 (略) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) 及び(3) (略) 2～6 (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第17条 (略) 2及び3 (略) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

新	旧
5～8 (略)	5～8 (略)

江南市表彰条例（第4条関係）

新	旧
（資格の喪失） 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、表彰を受けることができない。 （1） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者 （2） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者 （3） (略)	（資格の喪失） 第5条 同左 （1） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者 （2） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者 （3） (略)

江南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（第5条関係）

新	旧
（退職報償金支給の制限） 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 （1） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 （2）～（4） (略)	（退職報償金支給の制限） 第6条 同左 （1） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 （2）～（4） (略)

江南市個人情報の保護に関する法律施行条例（第6条関係）

新	旧
附 則 1～4 (略) 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する	附 則 1～4 (略) 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する

新	旧
事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1) 及び(2) (略) 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 7及び8 (略)	事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1) 及び(2) (略) 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 7及び8 (略)

江南市情報公開・個人情報保護審査会条例（第7条関係）

新	旧
(罰則) 第14条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第14条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

令和 7 年議案第 5 3 号

市民文化会館大・小ホール舞台音響スピーカー売買契約の締結について

令和 7 年 4 月 9 日指名競争入札に付した市民文化会館大・小ホール舞台音響スピーカーの購入について、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 3 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 5 月 1 2 日提出

江南市長 澤田 和延

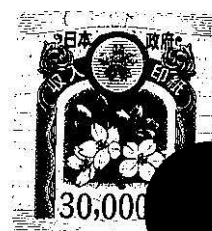
記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 市民文化会館大・小ホール舞台音響スピーカーの購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 金 9 8, 5 6 0, 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 清須市春日五反地 1 8 番地
アプロ通信株式会社 中部支社
支社長 長尾 昭人 |

提案理由

この案を提出するのは、市民文化会館大・小ホール舞台音響スピーカーを購入するため、必要があるからであります。

売買仮契約書



1 品名及び規格、品質

- (1) 品名 市民文化会館大・小ホール舞台音響スピーカー
(2) 規格、品質 別紙仕様書のとおり
(3) 数量 1式

2 契約金額

金98,560,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金8,960,000円

3 契約保証金

免除

4 納入期限

令和8年3月30日

5 納入場所

江南市民文化会館 江南市北野町川石25番地1

上記物品の売買について、江南市（以下「発注者」という。）とアプロ通信株式会社 中部支社（以下「受注者」という。）との間に別途条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

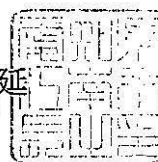
この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和7年4月10日

発注者 江南市

市長 澤田 和 延



受注者

愛知県清須市北野町川石25番地
アプロ通信株式会社 中部支社
支社長 長 藤 聡 人



令和 7 年議案第 5 4 号

令和 7 年度江南市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度江南市の一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 375,973 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37,402,712 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 5 月 1 2 日提出

江南市長 澤田 和延

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰 入 金		千円 2,300,524	千円 375,973	千円 2,676,497
	1 基 金 繰 入 金	2,299,519	375,973	2,675,492
歳 入 合 計		37,026,739	375,973	37,402,712

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		千円 18,484,367	千円 374,279	千円 18,858,646
	3 生 活 保 護 費	1,108,069	374,279	1,482,348
7 商 工 費		804,933	1,694	806,627
	1 商 工 費	804,933	1,694	806,627
歳 出 合 計		37,026,739	375,973	37,402,712

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
19 繰入金	千円 2,300,524	千円 375,973	千円 2,676,497
歳入合計	37,026,739	375,973	37,402,712

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 民生費	千円 18,484,367	千円 374,279	千円 18,858,646
7 商工費	804,933	1,694	806,627
歳出合計	37,026,739	375,973	37,402,712

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円 374,279
			1,694
			375,973

2 歳 入

19 款 繰入金

科 目			補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項	目			
19	繰入金		2,300,524	375,973	2,676,497
	1	基金繰入金	2,299,519	375,973	2,675,492
		1 基金繰入金	2,299,519	375,973	2,675,492
		計	37,026,739	375,973	37,402,712

[単位：千円]

節		説 明
区 分	金 額	
1 基 繰 入 金	375,973	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金

3 歳 出

3 款 民生費
3 項 生活保護費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 生 活 保 護 費	1, 108, 069	374, 279	1, 482, 348				374, 279	3職 員 等 手 当 等	732
								10需 用 費	717
								11役 務 費	14, 147
								12委 託 料	8, 007
								13使 用 料 及 賃 借 料	676
								18負担金、 補助及び 交 付 金	350, 000
計	1, 108, 069	374, 279	1, 482, 348				374, 279		

7 款 商工費
1 項 商工費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 企 業 誘 致 推 進 費	331, 658	1, 694	333, 352				1, 694	12委 託 料	1, 694
計	804, 933	1, 694	806, 627				1, 694		

3-3-1 生活保護費 [単位：千円]

説		明	
事 業		備 考	
〔物価高騰対応重点支援給付金支給事業（調整給付分）〕 374,279 ・物価高騰対応重点支援給付金支給事業（不足額給付分）			
3 職員手当等	732	★★★★★ 政策的事業	★★★★★
時間外勤務手当			
10 需用費	717	目的	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる世帯への支援
消耗品費	552	内容	物価高騰対応重点支援給付金（不足額給付分）の支給
一般事業用			
印刷製本費	165		
一般事業用			
11 役務費	14,147		
郵便料	3,419		
電話料	3		
電話架設料	14		
人材派遣手数料	8,998		
口座振込手数料	1,713		
12 委託料	8,007		
システム構築委託料			
13 使用料及び賃借料	676		
コピー機借上料	58		
パソコン等借上料	618		
18 負担金、補助及び交付金	350,000		
物価高騰対応重点支援給付金（不足額給付分）			

7-1-2 企業誘致推進費 [単位：千円]

説		明	
事 業		備 考	
〔管本地区工業用地整備推進事業〕 1,694 12 委託料 資料作成委託料		★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 関係機関協議に必要な資料の作成	

物価高騰対応重点支援給付金支給事業（不足額給付分）

1 事業目的

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により、生活への負担感が大きい中、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の方に対し、負担軽減を図るため重点支援給付金を支給する。

2 事業内容

(1) 対象者

- ①当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方
 - ②個別に書類の提示(申請)により、給付要件を確認して給付する必要がある方
(＝本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方)
- 例) 青色事業専従者、事業専従者(白色)の方
合計所得金額48万円超の方

(2) 支給額

- ①A－Bの差額（1万円単位）
A：不足額給付時調整給付所要額（令和7年）
B：当初給付時調整給付所要額（令和6年）
- ②1人当たり原則4万円（定額）

(3) 支給方法

支給案内書の送付によるプッシュ型(申請不要)での支給
支給要件確認書の送付による申請型での支給

(4) 支給要件確認書の提出期限

令和7年10月31日(金)

(5) 支給期間

令和7年7月から令和7年11月中旬まで

3 事業費

374,279 千円

給付金	350,000 千円
事務費	24,279 千円